

裾野市地域包括支援センター
指定介護予防支援事業 運営規程
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

(事業の目的)

第1条 裾野市が設置し、社会福祉法人富岳会が受託運営する裾野市地域包括支援センター(以下、「センター」という。)が行う地域包括支援事業及び介護予防ケアマネジメント(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」「介護予防・日常生活支援総合事業」を適切に確保できるようその調整に努める。
 - 3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 裾野市地域包括支援センター

所在地 裾野市平松470番地の5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)保健師等 1名(常勤)

保健師等は、介護予防事業及び介護保険法に基づく予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務を主に行う。

(3)主任介護支援専門員 1名以上(常勤)

主任介護支援専門員は、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的マネジメント支援業務を主に行う。また、介護保険法に基づく「予防給付」「介護予防・生活支援サービス事業給付業務」を行なう。

(4)社会福祉士 1名以上(常勤)

社会福祉士は、多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務を主に行う。

(5)その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日及び国民の休日（5月4日）並びに12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8:00から午後5:00まで

(3) 前各号定める営業日・営業時間外においても、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関する事
- (2) センターの職員の確保に関する事
- (3) 地域ケア会議に関する事

(センターの基本機能)

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的基盤整備)
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(指定介護予防支援の提供方法、内容、及び利用料)

第8条 センターは、介護予防支援、介護予防・生活支援サービス事業を行うにあたって、利用者に対する十分な説明と同意のもとで契約を締結する。

支援の内容は主に次のとおりとし、利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 介護予防サービス支援、介護予防・生活支援サービス事業計画の作成
- (2) 介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス提供事業者との連絡調整、他

(事業の委託)

第9条 センターは、第7条第4号の介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを行うにあたって介護予防サービス、介護予防ケアマネジメント計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。

(利用契約)

第10条 センターが介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを行うにあたっては、利用者との間で介護予防支援、介護予防ケアマネジメント契約書を締結しなければならない。

(事業の実施地域)

第11条 事業の実施地域は、裾野市西地区および東地区とする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 センターは、主任介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後6か月以内

(2)継続研修 年3回

(秘密の保持)

第13条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第14条 提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(運営についての留意事項)

第15条 事業所は当該事業所において感染症が発生、または蔓延しないように、手洗い・消毒・マスクによる飛散予防に努め、訪問の際には必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から改定、施行する。

この規程は、平成24年4月1日から改定、施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改定、施行する。

この規程は、令和2年4月20日から改定、施行する。

この規程は、令和3年4月1日から改定、施行する。